

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 高野町観光事業者等緊急支援補助金 募集要領

I 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により、観光産業に深刻な影響が広がる中、この度、観光事業者に対する緊急・臨時的な支援として、感染症予防のための事業への助成や、危機的状況乗り越える事業及び回復期を見据えた事業継続のための取組などを支援するため予算の範囲内で補助を行います。

II 補助事業の内容

補助対象者：町内で観光客等にサービスを提供する事業者で、売上高が前年に比して減少している又は減少が見込まれる者

補助対象事業：感染症予防のための事業への助成や危機的状況乗り越える事業及び回復期を見据えた事業継続に向けた対策事業

補助金額：ア補助率：業実施に係る経費の10分の10
イ補助上限額：1事業者あたり上限30万円

対象事業期間：令和2年4月1日（水）～令和3年2月28日（日）

受付期間：令和2年6月1日（月）～令和3年2月26日（金）
〈窓口受付時間〉9:00～16:30（平日）

※予算の上限に達した場合は、期間途中でも受付を終了いたします。

※提出いただいた書類をもとに審査し、順次交付・不交付決定通知書を申請者に送付します。

提出方法：持参又は郵送

※郵送の場合、收受日の申請受付終了時間に到着したものとします。

ア持参の場合：高野山観光情報センター（高野町高野山357）

イ郵送の場合：〒648-0211 和歌山県伊都郡高野町高野山357

高野町観光振興課 観光事業者等緊急支援補助金係

※申請様式等及び事業詳細は「高野町観光事業者等緊急支援補助金要綱」をご覧ください。（高野町のホームページに掲載しています）

問い合わせ先

高野町観光振興課 観光事業者等緊急支援補助金係

電話0736-56-2780（平日 8:30～17:15）

Q & A 高野町観光事業者等緊急支援補助金

Q1 補助金の交付決定を受ける前に事業を実施したものについて、申請することはできますか？

受付期間内に提出された申請書で、令和2年4月1日～令和3年2月28日の間の実施事業（令和2年3月31日以前に購入したものなどは対象外です。）であれば申請することができます。ただし、予算の上限に達した場合は、期間途中でも受付を終了し、交付できない場合があります。

Q2 どのような事業が補助対象となりますか？

【補助対象事業の例】

- ①安心安全の確保の取組：施設の消毒や清掃、衛生対策に要した消耗品や備品の購入・レンタル等
- ②危機状況を乗り越える取組：販促用チラシ作成・送付・ウェブ広告、販促キャンペーン、ネット販売システムの構築等
- ③事業継続のための取組：従業員のスキルアップ研修、メニュー等の多言化、キャッシュレス対応、新商品開発等

【補助対象とならない経費の例】

飲食費、自社施設等賃借料、維持管理費・光熱水費（ランニングコスト）、キャンセル・値下げ等による損失の補填等

※ただし国が給付する持続化給付金の給付対象にならない事業者については、自社施設等賃借料、維持管理費・光熱水費（ランニングコスト）などの経費を補助金額の1/2を上限に対象経費とすることができます。

Q3 申請に必要なものは何ですか？

交付申請書（事業計画書第1号様式）及び交付申請書（収支予算書第2号様式）を記入して、申請してください。収支予算書には、各経費の見積書（ホームページやカタログの写し等も可）など、経費の算出根拠が分かる資料を添付してください。

Q4 補助金を受け取ることができるのはいつですか？

事業完了後に提出いただく、実施状況の写真や領収書等を添付した第6号様式事業実績報告書を確認後、補助金額を確定し、支払いとなります。

Q5 国等から補助金をもらっている事業について申請できますか？

国や地方自治体，他の行政機関等から補助金を受ける，又は受けた事業についても申請可能です。国等の補助金がある場合，次のうち最も低い額が交付額となります。

- ①補助対象経費から国等の補助金の額を除いた額
- ②補助対象経費に10分の10を乗じた額
- ③一事業者あたりの上限額

問い合わせ先

高野町観光振興課 観光事業者等緊急支援補助金係

電話0736-56-2780（平日 8:30~17:15）